

## 見積参考資料

日高村

(金抜)

## 総流防 第4号

高知県 高岡郡日高村 沖名 馬越

## 日高村馬越南地区床上浸水対策周囲堤工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 2年 3月31日

工種区分 河川工事

施工地域区分 補正無し

令和元年 9月19日 積算単価適用

単価適用地区 中央西土木事務所 1 地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事概要		起工又は変更理由
周囲堤対策工事		
鋼矢板工	L=157.5m	
L型擁壁工	L=41.0m	
宅地擁壁嵩上工	L=70.4m	
図面番号	FROM -	TO -
整理番号	-	-

## 特記仕様書

### 第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

### 第2条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

### 第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

### 第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桿木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載

しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

### 第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

#### 2 調査表の作成要領、提出について

(1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

### 第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 揭示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

## 特記仕様書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

### 第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、高知県個人情報保護条例を遵守すること。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html>

### 第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし杵装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし杵装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし杵装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

### 第9条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する

建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

### 第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

### 第11条 工事実績データ作成、登録

1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に工事実績データを登録しなければならない。

### 第12条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行われなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### 第13条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力をを行わなければならぬ。

## 特記仕様書

ればならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

### 第14条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

### 第15条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

### 第16条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

#### （1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車背面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

#### （2）建設副産物の処理数量を体積（「m<sup>3</sup>」）の単位とする場合次の1)から3)のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車背面のデジタル写真撮影をする。  
（代表写真）

2) 前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m<sup>3</sup>）
- ・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m<sup>3</sup>）
- ・アスファルト塊2.35（t/m<sup>3</sup>）
- ・掘削土（土砂）1.8（t/m<sup>3</sup>）
- ・掘削土（軟岩）2.2（t/m<sup>3</sup>）
- ・掘削土（硬岩）2.5（t/m<sup>3</sup>）

3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ

## 特記仕様書

- 等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
- （全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- (4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。  
 （木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）
- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。
- 第17条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等
- 1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。
- 第18条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化
- デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
- 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「

対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

### 1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

### 2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真的取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第4.1版（工事編）の表2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準（案）に準ずるが、前項2に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第4.1版（工事編）の5-3. デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

### 4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用い

## 特記仕様書

て、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

## 第19条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は必要に応じて試験を行うものとする。

## 第20条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）}に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込み)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機種

- ・バックホウ
  - ・トラクタショベル（車輪式）
  - ・ブルドーザ
  - ・発動発電機（可搬式）

- ・空気圧縮機（可搬式）
  - ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連續壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
  - ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
  - ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

## 第21条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。  
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。
  - 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。  
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。
  - 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。  
また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

## 第22条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第24条及び高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成28年4月（高知県土木部））」によることと

## 特記仕様書

する。

### 第23条 現場環境改善（快適トイレの設置）

#### 1 内容

受注者は、以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。  
⑫～⑯の項目については、満たしていれば、より快適に使用できると思われる項目  
であり、必須ではない。

##### (1) 快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③臭い逆流防止機能（フランジャー機能）  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

##### (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

##### (3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮フランジャー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

#### 2 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定することとし、変更契約時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議のうえ、設計

変更の対象とする。

なお、数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとし、費用の上限は45,000円/基・月を上限に積算上の差額を計上する。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

#### 3 その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

### 第24条 その他

#### 1 その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

## 【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項

(1) 制限を受ける内容

- ・高知県河川課との河川協議

成立見込み時期

- ・河川協議済みであり、河川課の回答待ち

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

5. その他・・・・・無

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

## 【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・無
2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・無

## 【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・無
2. 近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・無
3. 防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・無
4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・無

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

5. 発破作業等の制限・・・・・無

## 【工事用道路関係】

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・無

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

3. 一般道路の占用の必要・・・・・無

## 【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・無

## 【建設副産物関係】

1. 残土の捨土条件・・・・・指定処分B

## (1) 処理場所の指定

場所 株式会社 近澤建設

距離 8.5 km

その他 上記運搬距離を想定し積算しているが、処理場所については受注者が選定した候補地を参考に発注者が決定する。なお、距離が変更となった場合は変

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

更する。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・無

3. 産業廃棄物の処理条件 (\*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと)

(1) 処理場所 高岡郡日高村本村焼坂663-2 東洋電化工業(株)

処理方法（指定） L = 9. 1 km

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の  
条件明示であり指定事項ではない。

## 【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限

(1) 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の  
制限、各基準に則り、公害防止に努めること。

特に、当該地区は軟弱地盤の恐れがあるため、施工の際は振動等に十分注意する  
こと。

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

## 2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念

## (1) 調査方法

- ・対象家屋については、事前調査済および事前調査実施中。（発注時段階）

## 【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・無

## 【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・無

## 【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・無

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

## 明示事項（説明書）

## 【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・無

## 5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員 B 60 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他

## 施工条件明示書

工事番号 総流防

第4号

### 明示事項（説明書）

- (1) 工事の立ち入りに先立ち、関係機関・関係地権者等に工事の内容・期間等を十分  
説明し、理解と協力を得るよう努めること。

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
河川改修					
築堤・護岸					
矢板護岸工					
矢板工					
鋼矢板工	式	1			明細表 第1号
構造物撤去工					
構造物取壊し工	式	1			明細表 第2号
水路復旧工					
水路復旧工	式	1			明細表 第3号

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板端部止壁工					
鋼矢板端部止壁工	式	1			明細表 第4号
擁壁護岸工					
作業土工					
床掘り(掘削)	式	1			明細表 第5号
埋戻し	式	1			明細表 第6号
土砂等運搬	式	1			明細表 第7号
構造物取壊し工					
構造物取壊し工	式	1			明細表 第8号
場所打擁壁工(構造物単位)					

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
L型擁壁	式	1			明細表 第9号
付帯道路工					
側溝工					
アレキヤストU型側溝	式	1			明細表 第10号
宅地擁壁嵩上工					
宅地擁壁嵩上工					
嵩上工	式	1			明細表 第11号
フラップゲート取付壁工					
フラップゲート取付壁工					
フラップゲート取付壁工	式	1			明細表 第12号

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第13号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
役務費	式	1			
借地料	式	1			明細表 第14号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					

### 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表					
明細表 第 1号 鋼矢板工					
名称・規格・条件	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
鋼矢板 ハット形 SYW295 10H・25H・45H	t	122			
鋼矢板圧入ハット型10H(ノンステージング) Nmax≤25 L=6.0m~9.0m	枚	175			機補正 単価表 第 1 号
穴あけ加工 φ 80mm鋼矢板ハット型 転置含む	孔	1,289			単価表 第 6 号
サイレントバー設置・撤去工 10H	回	1			機補正 単価表 第 7 号
クランプクリーン設置・撤去工 10H	回	1			機補正 単価表 第 8 号
ユニットランナー設置・撤去工 10H	回	1			機補正 単価表 第 9 号
搬送用レール設置・撤去工 10H	m	148			機補正 単価表 第 10 号
自走装置取付取外し 10H	回	1			機補正 単価表 第 11 号
サイレントバー自走 10H	枚	175			単価表 第 12 号
溝形鋼 [-300×90×9×13]	t	6			

明細表 第 1号  
鋼矢板工

## 明細表



明細表 第 3号  
水路復旧工

## 明細表



明細表 第 5号

## 明細表



明細表 第 7号

## 明細表

明細表 第 8号

## 明細表

明細表 第 9号

## 明細表



明細表 第 11号  
嵩上工

## 明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 , 人力打設 , 生コンクリート(各種) , 一般養生 , 現場内小運搬有り , しない(標準)(全ての費用) , 小型車加算有り	m <sup>3</sup>	8			施工 P 第 12 号
型枠 一般型枠 , 鉄筋・無筋構造物	m <sup>2</sup>	78			施工 P 第 5 号
コンクリート削孔(電動ハサマト) リル40mm 削孔深さ30mm以上200mm未満	孔	109			施工 P 第 13 号
鉄筋工 SD345 D13 , 一般構造物 , 10t未満	t	0.1			単価表 第 17 号
樹脂カブセル 15×150	本	109			
メッシュフェンス設置工 H=600	m	34			単価表 第 18 号
横断・転落防止柵撤去工 コンクリート建込 , ベネ式 , 支柱間隔2m	m	34			単価表 第 19 号
1式 当り					

明細表 第 12号 ラップゲート取付壁工		明細表			
名称・規格・条件	単位	数 量	単 價	金 額	摘 要
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 , 人力打設 , 18-8-40(高炉)W/C=60%以下 , 一般養生 , 現場内小運搬有り , しない(標準)(全ての費用) , 小型車加算有り	m <sup>3</sup>	0.7			施工 P 第 4 号
型枠 一般型枠 , 鉄筋・無筋構造物	m <sup>2</sup>	5			施工 P 第 5 号
カス切断 鋼矢板(II ~ V, VL, II w~IVw, 10H, 25H型)	箇所	1			単価表 第 20 号
ステンレス製角型ラップゲート 700×700 アンカー固定仕様	基	1			
スクラップ 鉄、ヘビ-H2	t	0.05			対象外
運搬(片道) トラック2t積 , 10kmまで , 割増なし	台	1			単価表 第 21 号
積込み, 取卸し費(仮設材等) 積込み, 取卸し(片道分)	t	0.05			単価表 第 23 号
1 式 当り					

明細表 第 13号  
交通誘導警備員

## 明細表

明細表 第 14号  
借地料

## 明細表

単価表 第 1号	鋼矢板圧入ハット型10H(ノンステージング)	単価表	( 10 )		
金額 :	内容 : Nmax≤25 L=6.0m~9.0m		1 枚 当り		
<b>名称・規格・条件</b>					
サイレントバー運転 ハット形鋼矢板用	単位 日	数 量 0.56	単 價	金 額	摘要
ユニットランナー賃料 ハーユニット移動装置	日	0.56			[1]
クランプ クレーン運転 10H	日	0.56			[1] 単価表 第 3 号
パイルランナー運転 5.0t積	日	0.56			[1] 単価表 第 4 号
ラフテレンクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	0.56			機補正[1] 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				[1]
特殊作業員	人				[1]
とび工	人				[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	枚 当り	)	

单值表 第 1号

## 鋼矢板压入ハット型10H(ノンステーシング)

## 单值表

( 10 )

金額：

内容 :  $N_{max} \leq 25$  L=6.0m~9.0m

1 枚 当り

単価表 第 2号	サイントパ イラー運転	単価表	( 1 )	
金額 :	内容 : ハット形鋼矢板用		1 日 当り	
<b>名称・規格・条件</b>				
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	数 量 202	单 価	
サイントパ イラー損料 圧入1000kN ハット形鋼矢板900mm用 ;排出ガス対策型(第2次)	供用日	1. 45	金 額	
諸雑費	式	1	摘 要	
	(	1	日 当り	)
	(	1	日 当り	)

単価表 第 3号	クランプ クレーン運転	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 10H				1 日 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	19			
クランプ クレーン損料 2.95t × 5.0m吊	供用日	1.45			
特殊作業員	人				
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り	)	
	(	1	日 当り	)	

単価表 第 4号	パ イルンナー運転	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 5.0t積				1 日 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油 一般用 パ トロール給油	リットル	19			
パ イルンナー賃料 5.0t積	日	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り	)	
	(	1	日 当り	)	

単価表 第 5号	ラフテーンクレーン運転(50~51t吊)	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)				1 日 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	139			
ラフテーンクレーン[油圧伸縮ジブ型] 50~51t吊 排出ガス対策型(第1次)	供用日	1. 45			機補正
運転手(特殊)	人				
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り	)	
	(	1	日 当り	)	

単価表 第 6号	穴あけ加工	単価表	( 325 )
金額 :	内容 : $\phi 80\text{mm}$ 鋼矢板ハット型 転置含む	1 孔 当り	
<hr/>			
名称・規格・条件	単位	数量	単価
土木一般世話役	人		
とび工	人		
溶接工	人		
ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型] 25t吊 排出ガス対策型(第1次基準)	時間	4.4	
アセチレンガス 圧縮溶解 ボンベ	kg	26.5	
酸素ガス 圧縮溶解 ボンベ	m <sup>3</sup>	57.8	
諸雑費	式	1	
	(	325	孔 当り
	(	1	孔 当り
			)

単価表 第 7号	サイレントバー設置・撤去工	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 10H				1 回 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
サイレントバー運転 ハット形鋼矢板用	日	0.25			単価表 第 2 号
ラフテレーンクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	0.30			機補正 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			
	(	1	回 当り	)	
	(	1	回 当り	)	

単価表 第 8号	クランプ クレーン設置・撤去工	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 10H				1 回 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
クランプ クレーン運転 10H	日	0.13			単価表 第 3 号
ラフテレンクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	0.24			機補正 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			
	(	1	回 当り	)	
	(	1	回 当り	)	

単価表 第 9号	ユニットランナー設置・撤去工	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 10H				1 回 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
サイレントバー運転 ハット形鋼矢板用	日	0.41			単価表 第 2 号
ユニットランナー賃料 ハーユニット移動装置	日	1			
ラフテーンクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	1			機補正 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			
	(	1	回 当り	)	)
	(	1	回 当り	)	)

単価表 第 10号	搬送用レール設置・撤去工	単価表			( 10 )
金額 :	内容 : 10H				1 m 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
クランプ クレーン運転 10H	日	0.3			単価表 第 3 号
ハイランナー運転 5.0t積	日	0.3			単価表 第 4 号
ラフテレンクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	0.3			機補正 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り	)	
	(	1	m 当り	)	

単価表 第 11号	自走装置取付取外し	単価表			( 1 )
金額 :	内容 : 10H				1 回 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
サイレントバー運転 ハット型鋼矢板用	日	0.32			単価表 第 2 号
ユニットランナー賃料 ハーユニット移動装置	日	0.32			
自走装置賃料 ハット型鋼矢板用	日	0.32			
クランプ クレーン運転 10H	日	0.32			単価表 第 3 号
パイルランナー運転 5.0t積	日	0.32			単価表 第 4 号
ラフテレスクレーン運転(50~51t吊) 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次)	日	0.32			機補正 単価表 第 5 号
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			

单価表 第 11号

自走装置取付取外し

## 单值表

( 1 )

金額：

內容：10H

## 1回当たり

単価表 第 12号	サイレントパワード自走	単価表			( 10 )
金額 :	内容 : 10H				1 枚 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
サイレントパワード運転 ハット形鋼矢板用	日	0.05			単価表 第 2 号
ユニットランナー賃料 ハーネスユニット移動装置	日	0.05			
自走装置賃料 ハット型鋼矢板用	日	0.05			
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
とび工	人				
諸雑費	式	1			
	(	10	枚 当り	)	
	(	1	枚 当り	)	

単価表 第 13号 溶接		単価表			( 50 )
金額 :	内容 : 半自動溶接 , I形 , 9mm , 陸上施工 , 5m以上			1 m 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
現場鋼材溶接工(市場単価) 半自動アーカ溶接 I型 陸上施工 板厚6mm以上10mmまで	m	50			60×T/t
諸雑費	式	1			
	(	50	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 ***					
溶接方法	: 半自動溶接				
開先の種類	: I形				
板厚(半自動溶接)	: 9mm				
施工区分	: 陸上施工				
施工規模(溶接延長)	: 5m以上				
陸上クレーンの種類	: クレーン使用なし				

単価表 第 14号 構造物とりこわし 金額 :		単価表 内容 : 無筋構造物 , 人力施工			( 1 ) 1 m3 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし工 無筋構造物 人力施工 時間的制約:無	m3	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m3 当り	)	
*** 施工条件 *** 構造物区分 : 無筋構造物 作業区分 : 人力施工					
時間的制約の有無 作業時間帯	: 時間的制約:無 : 標準				



単価表 第 16号	U型側溝	単価表			( 10 )
金額 :	内容 : 据付 , L=600 60kg/個以下 , 基礎碎石あり , 再生碎石 RC-40			1 m 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝 L=600mm 60kg/個 時間的制約:無	m	10			
U型側溝	個	16.50			
再生碎石 RC-40	m <sup>3</sup>	0.25			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り	)	
	(	1	m 当り	)	
*** 施工条件 ***					
作業区分	: 据付				
側溝の長さ	: L=600				
規格・仕様	: L=600 60kg/個以下				
時間的制約の有無	: 時間的制約:無				
作業時間帯	: 標準				
施工箇所	: 通常				
基礎碎石施工の有無	: 基礎碎石あり				
基礎碎石の種類	: 再生碎石 RC-40				
U型側溝の種別	: 上記以外				
U型側溝の数量	: 16.50 個/10m				
U型側溝の規格	:				



単価表 第 17号	鉄筋工	単価表	(	1	)
金額 :	内容 : SD345 D13 ,一般構造物 ,10t未満		1	t	当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工(市場単価) 一般構造物	t	1.0			
異形棒鋼 D13 SD345	t	1.03			
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 ***					
材料費(規格・径)	: SD345 D13				
市場単価(規格・仕様)	: 一般構造物				
市場単価(施工規模)全規格・径の合計	: 10t未満				
市場単価(時間的制約)	: 時間的制約:無				
市場単価(作業時間帯)	: 標準				
市場単価(トン内作業)	: トン内作業なし				
市場単価(法面作業)	: 法面作業なし				
市場単価(太径鉄筋の割合)	: 太径鉄筋10%未満				
市場単価(構造物種別)	: 一般構造物				

単価表 第 18号	メッシュフェンス設置工	単価表	(	1	)
金額 :	内容 : H=600		1	m	当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
金網・支柱(立入防止柵)(材料費除く) 基礎ワッシャー, 支柱間隔2m	m	1			施工 P 第 14 号
メッシュフェンス H=600	m	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 19号	横断・転落防止柵撤去工	単価表	( 1 )
金額 :	内容 : コンクリート建込 , ハーフ式 , 支柱間隔2m		1 m 当り
<b>名称・規格・条件</b>			
横断・転落防止柵撤去工(市場単価) コンクリート建込撤去 ハーフ式・ハーフ式 支柱間隔3m	m	1	
諸雑費	式	1	
	(	1	m 当り )
<b>*** 施工条件 ***</b>			
施工区分	: コンクリート建込		
防護柵の種類	: ハーフ式		
支柱間隔	: 支柱間隔2m		
時間的制約の有無	: 時間的制約:無		
作業時間帯	: 標準		

単価表 第 20号	ガス切断	単価表	( 1 )		
金額 :	内容 : 鋼矢板(II ~ V, VL, IIw ~ IVw, 10H, 25H型)	1 箇所 当り			
<b>名称・規格・条件</b>					
溶接工	単位 人	数 量	単 價	金 額	摘要
普通作業員	人				[1]
酸素ガス 圧縮溶解 ボンベ	m3	0.63			
アセチレンガス 圧縮溶解 ボンベ	kg	0.26			
諸雑費 0.1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り	)	
<b>*** 施工条件 ***</b>					
鋼材規格 : 鋼矢板(II ~ V, VL, IIw ~ IVw, 10H, 25H型)					

単価表 第 21号 運搬(片道)		単価表			( 1 )
金額 :	内容 : トラック2t積 , 10kmまで , 割増なし			1 台 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃料金 トラック2t積 , 10kmまで	台	1			単価表 第 22 号
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)
*** 施工条件 ***					
運搬車規格	: トラック2t積				
運搬距離	: 10kmまで				
割増区分	: 割増なし				
発地, 着地	: 上記以外				
有料道路利用料の規格	:				
その他の諸料金の規格	:				



